

府民総体市町村対抗競技 ふるさと登録届等の手続要領

1 手続きについて

令和5年4月1日に18歳以上で、本年4月30日以前から大会参加時まで京都府内に在住又は在勤する者であること。「ふるさと」（卒業した小学校の所在地）での出場についても、同様とする。

（総則8-（1）アより）

(1) ふるさと登録届について

ア 様式1 … ふるさと登録届

「ふるさと選手制度」を利用する当該競技者が内容を記載し、市町村体育・スポーツ団体及び公益財団法人京都府スポーツ協会（以下、（公財）京都府スポーツ協会と記載）へ提出する様式です。

イ 提出期限

（ア）該当競技者あるいは、当該チーム

予選会及び選手選考会参加申込締切日までに市町村体育団体に提出

市町村体育・スポーツ団体会長あて並びに（公財）京都府スポーツ協会会長あて・実施競技団体会長あての登録届3通を参加申込書に添付のこと。

※ 市町村体育・スポーツ協会が参加申込書を作成する場合は、ふるさと登録届のみ提出

（イ）市町村体育・スポーツ団体

府民総体市町村対抗競技参加申込締切日までに実施競技団体及び（公財）京都府スポーツ協会にそれぞれ提出。参加申込書にそれぞれ添付して提出のこと。

※ 選手変更の場合もこれに準ずる。

※ 参加申込書の参加資格欄のDに○印をつける。

(2) 提出方法

該当競技者から、様式1により市町村体育・スポーツ団体会長あてに提出することとなっているが、関係競技団体あるいは、当該の出場チーム関係者が氏名等の必要事項を必ず確認した上で、取りまとめて市町村体育・スポーツ団体会長あて登録届を提出する。

市町村体育・スポーツ団体は、各競技の参加申込書に添付して実施競技団体会長あて及び公益財団法人京都府スポーツ協会会長あて提出する。

※ 別添「記載例」を参照の上、各項目記載内容が正確であるか確認すること。

また、本制度及び参加資格について十分説明をすること。

※ 選手変更の場合もこれに準ずる。

(3) 提出先

ア 出身小学校所在市町村体育・スポーツ団体

（当該競技者・当該出場チーム → 市町村体育・スポーツ団体）

イ 第44回京都府民総合体育大会実施競技団体（市町村体育・スポーツ団体 → 当該競技団体）

大会実施要項記載の参加申込先

ウ 公益財団法人京都府スポーツ協会（市町村体育団体 → 府スポーツ協会）

〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町70 京都府スポーツセンター内

Tel075-692-3455 Fax075-692-3457

※ 選手変更の場合もこれに準ずる。

ふるさと登録届等の手続フロー

1 ふるさと選手制度登録届の入手

- (1) 当該市町村体育・スポーツ協会
- (2) 公益財団法人京都府スポーツ協会HPから様式をダウンロード

2 ふるさと選手制度登録届の提出

